



国保だより



国保の資格に変更があったときは14日以内に届出を！

転入・転出・出生・死亡などや、国保以外の健康保険ができたとき、または保険証を無くしたときは、必ず国保係に届け出をしてください（職場から市役所への連絡などはありませんので、手続きは忘れず行ってください）。

届け出が遅れると、国保加入日（国保以外の

健康保険でなくなった時）までさかのぼって国保税が課税されたり、資格喪失後も課税され続ける場合があります。また、資格喪失後に国保の保険証で医療機関にかかった場合、市の負担分を返納していただくことがあります。

修学のため転出する場合は

国保係への届け出が必要です。転出手続きの際には、保険証及び在学を証明するものを持参の上、届け出をお願いします。

届け出がないと、国保の資格を喪失し、保険証が使えなくなります。

■問い合わせ／市民課国保係 ☎ 880-6555

こあんしき 居安思危

なんこく頭巾ちゃんの交通安全情報 3

やす あり あや おも
一安きに居て危うきを思うー

4月6日(水)～15日(金)は
春の全国交通安全運動期間です

重点的な取り組み内容

子どもと高齢者の
交通事故防止

自転車の安全利用の促進



なんこく頭巾ちゃん

後部座席を含めた全ての座席のシートベルトと
チャイルドシートの正しい着用の徹底

飲酒運転の根絶

4月は新しい季節の始まりです。新入生が登下校を始めるこの時期は、思いやりのある運転を心がけましょう。

春の全国交通安全運動が実施されるこの期間は特に交通ルールをしつかり守りましょう。自転車の並進走行や傘さし運転をしていませんか。運転しながらの携帯電話・スマートフォンの使用は大変危険です。飲酒運転も絶対にやめましょう。ちよつとだけの軽い気持ちで重大な事故につながります。近年自転車による事故では、被害者が死亡または重い後遺症が残った場合、高額な損害賠償金の支払いが命じられるケースが増えています。

正しいルールを知り交通安全を心がけ、交通事故をゼロにしていきましょう。

平成28年度 防犯灯設置補助事業

市では、安全安心まちづくりのため自治会などがおこなう防犯灯設置工事（灯具の修繕を含む）に対して、上限9,000円または30,000円を補助します。平成28年度については、以下のとおり募集を行います。

■募集期間／4月1日(金)～15日(金)

■補助金予算額／90万円

■補助金額／蛍光灯 9,000円／灯 LED 30,000円／灯（市内業者に限る）

■申請者／自治会など団体の会長、総代

■申請方法／郵送または直接来庁のうえ、下記の①～③を提出してください。

- ①南国市防犯灯施設設置事業補助金申請書
- ②設置個所のわかる図面
- ③電柱番号のわかるもの

※申請書は市のホームページからもダウンロードできます。

（申請の様式を28年度から変更しました）

※予算の範囲内で1団体3灯まで受け付けます。

■提出先／〒783-0085 南国市大堀甲2301番地 南国市危機管理課

※申請が多数の場合は抽選をおこないます。その場合は1団体1灯とします。

結果は4月18日付け文書にて、申請者全員に回答します。

※以後の申請は予算の範囲内で随時受け付けます。

■問い合わせ／危機管理課 ☎ 880-6575

知って得する国民年金

国民年金保険料の納付期限は、
翌月の末日です。
忘れず納めましょう。

国民年金は誰もが加入する制度です

日本に住んでいる20歳以上60歳未満の全ての方は、国民年金に加入することになります。加入者は、職業などによって3つのグループに分かれており、それぞれ加入手続きが異なります。

◎第1号被保険者

自営業者、学生、フリーター、無職の方などで、加入手続きはご自分で市役所の国民年金担当窓口または年金事務所で行います。

◎第2号被保険者

会社員や公務員など、厚生年金保険や共済組合に加入されている方で、加入手続きは勤務先が行います。

◎第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者の方で、加入手続きは第2号被保険者の勤務先を経由して行います。

平成28年度国民年金保険料が決定しました

第1号被保険者の保険料は定額制で、平成28年度は月額16,260円となりました。

納付書による前納割引があります

国民年金保険料を納付書で納付する場合は、保険料を前払いすると割引がある「前納」という制度があります。

■1年前納（平成28年4月～平成29年3月分）
191,660円…毎月納める場合より3,460円の割引

■6カ月前納（平成28年4月～9月分、平成28年10月～平成29年3月分）
96,770円…毎月納める場合より790円の割引

※前納を希望する月の月末が納付期限です。（土・日曜日、祝日の場合は翌営業日）

※過ぎてしまった月の保険料をまとめて納付しても割引は適用されません。

※前納する場合は、専用の納付書が必要です。納付期限がありますので、早めに年金事務所へご連絡ください。前納の納付書を送付します。

■問い合わせ

南国年金事務所 ☎ 864-1111

市民課年金係 ☎ 880-6555